

## 文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

## 1 改正のあらまし

令和3年6月1日前に食品衛生法（昭和22年法律第233号）等に係る営業の許可を受けていた者が当該営業の継続のために営業の許可の申請を行う場合において、適用される更新申請手数料の額が改正前の条例に基づく更新申請手数料の額を超えるときは、当該改正前の条例に基づく更新申請手数料の額を適用することとする特例について、適用期限を令和6年3月31日から当該営業の継続のために行う初回の営業の許可の申請の時までに延長する。

## 2 新旧対照表

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例（令和3年3月文京区条例第9号）

改正後（案）	現行
<p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号。以下「改正法」という。）による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて次の表の第一欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第二欄に掲げる営業に係る改正法による改正後の食品衛生法（以下「新食品衛生法」という。）第五十五条第一項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関するこの条例による改正後の文京区保健衛生事務手数料条例（以下「新条例」という。）別表の規定の適用に当たっては、次の表の第三欄に掲げる規定中同表の第四欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第五欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号。以下「改正法」という。）による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて次の表の第一欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第二欄に掲げる営業に係る改正法による改正後の食品衛生法（以下「新食品衛生法」という。）第五十五条第一項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関するこの条例による改正後の文京区保健衛生事務手数料条例（以下「新条例」という。）別表の規定の適用に当たっては、次の表の第三欄に掲げる規定中同表の第四欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第五欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

## (改正箇所のみ抜粋)

飲食店営業 (移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。)	そうざい製造業	別表30の項	二万五千二百円	八千九百円
喫茶店営業 (自動販売機によるものを除く。)	飲食店営業(移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。)	別表6の項	一万八千三百円	五千七百円
菓子製造業 (移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。)	飲食店営業(移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。)	別表6の項	一万八千三百円	八千四百円
アイスクリーム類製造業	飲食店営業(移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。)	別表6の項	一万八千三百円	八千四百円
魚介類販売業	飲食店営業(移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。)	別表6の項	一万八千三百円	五千七百円
乳酸菌飲料製造業	乳処理業	別表12の項	二万五千二百円	八千四百円
	乳製品製造業	別表18の項	二万五千二百円	八千四百円
	清涼飲料水製造業	別表19の項	二万五千二百円	八千四百円

## (改正箇所のみ抜粋)

飲食店営業 (移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。)	そうざい製造業	別表30の項	二万五千二百円	一万二千六百円
喫茶店営業 (自動販売機によるものを除く。)	飲食店営業(移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。)	別表6の項	一万八千三百円	八千九百円
菓子製造業 (移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。)	飲食店営業(移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。)	別表6の項	一万八千三百円	八千九百円
アイスクリーム類製造業	飲食店営業(移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。)	別表6の項	一万八千三百円	八千九百円
魚介類販売業	飲食店営業(移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。)	別表6の項	一万八千三百円	八千九百円
乳酸菌飲料製造業	乳処理業	別表12の項	二万五千二百円	一万二千六百円
	乳製品製造業	別表18の項	二万五千二百円	一万二千六百円
	清涼飲料水製造業	別表19の項	二万五千二百円	一万二千六百円



く。)の項及びアイスクリーム類製造業の項中「八千九百円」とあるのは「八千四百円」と、同表魚介類販売業の項中「八千九百円」とあるのは「五千七百元」と、同表乳酸菌飲料製造業の項中「一万二千六百元」とあるのは「八千四百円」と、前項の表つけ物製造業の項中「八千四百円」とあるのは「七千八百円」と、同表そう菜半製品等製造業の項中「一万二千六百元」及び「八千四百円」とあるのは「七千八百円」と、同表調味料等製造業の項中「九千六百元」とあるのは「七千八百円」と、同表魚介類加工業の項中「九千六百元」及び「八千四百円」とあるのは「七千八百円」と読み替えるものとする。